

ประกาศ กทท.ที่ 8/2558 เรื่อง การแก้ไขเพิ่มเติมนโยบายส่งเสริมการลงทุนในเขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษสำหรับ
ผู้ประกอบการวิสาหกิจขนาดกลางและขนาดย่อม (SMEs)

(非公式訳)

10 สิงหาคม พ.ศ 2558

(非公式訳)

投資委員会布告

第 8/2558 号

件名：中小企業のための

特別経済開発区における投資促進政策の改定

投資委員会布告第 4/2557 号日付 2014 年 12 月 18 日件名：特別経済開発区における投資促進政策に引き続き、

特別経済開発区に立地する中小企業を助け、投資促進のために、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条の権限に基づき、投資委員会は投資促進政策を以下の通り定める。

第1項 プロジェクトの最低投資金額(土地代および運転資金を除き)は 50 万バーツとする。

第2項 タイ国籍の個人が登録資本金の 51%以上出資しなければならない。

第3項 借入金対自己資本比率が 3 対 1 以下とする。

第4項 奨励申請プロジェクトに金額 1,000 万バーツまで国内の中古機械の使用を許可する。機械金額の計算は簿価とする。また、プロジェクトに使用される総機械金額の 50%以上新品機械を使用しなければならない。

第5項 奨励プロジェクトと非奨励プロジェクトの合計で、純固定資産合計もしくは奨励申請者は土地および運転資金を除く投資金額が 2 億バーツ以下でなければならない。

恩典

投資委員会布告第 4/2557 号日付 2014 年 12 月 18 日件名：特別経済開発区における投資促進政策に基づく恩典を付与する。

2015 年 7 月 10 日より有効とする。

布告日 2014 年 8 月 10 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長

ประกาศ กทท.ที่ 8/2558 เรื่อง การแก้ไขเพิ่มเติมนโยบายส่งเสริมการลงทุนในเขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษสำหรับ
ผู้ประกอบการวิสาหกิจขนาดกลางและขนาดย่อม (SMEs)

(非公式訳)

10 สิงหาคม พ.ศ 2558